

## 平成31年度石巻市心の復興事業に係る募集要項

### 1 事業の目的

東日本大震災に伴う復興公営住宅等への移転など、石巻市の被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の心身のケア、生きがいつくりによる「心の復興」や、コミュニティ形成の促進等の各地域の復興の進展に伴う課題に対応しながら、石巻市民が継続して活動することにより、自律的に地域の生活を営めるよう支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援することを目的として、実施企画を募集し、補助を行うものです。

なお、本事業は、石巻市心の復興事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づいて実施するとともに、国が定めた「被災者支援総合交付金交付要綱」の心の復興事業の取組支援の趣旨に合致するものとします。

### 2 定義

支援団体等とは、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、ボランティア団体、地縁組織(自治会、町内会等)、協同組合等の民間非営利組織をいいます。

### 3 事業の採択要件

次に掲げる条件を全て満たす事業とします。

- (1) 心の復興事業による補助を受ける期間後の事業が明確であり、次のア～オのいずれかを満たす事業を対象とする。
  - ア 復興公営住宅等に入居する住民の心身の健康維持に資する取組
  - イ 復興公営住宅等に入居する住民の孤立防止、コミュニティ形成や周辺地域住民との融和、交流促進に資する取組
  - ウ 新旧住民の融和や多世代の地域参画など、地域住民が、課題解決に向けた地域活動を展開することができる地域コミュニティの構築や活性化に資する取組
  - エ 今後のコミュニティの中心を担う次世代の担い手育成に資する取組
  - オ 住民が主体的に取り組む子どもの健全育成や子ども・子育て世代の居場所創出、世代間交流促進に資する取組
- (2) 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。
- (3) 継続して実施される事業であること。なお、「継続して実施」とは、単発のイベント実施等ではなく、補助事業の実施期間内に、被災者が継続的に参加できる事業を実施することを指します。
- (4) 被災者のニーズに対応した事業であること。
- (5) 支援団体等が実施主体となる事業であること。
- (6) 国・県等が実施する他の補助制度により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。なお、同一の実施主体による申請は1事業とします。
- (7) 事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。

#### 4 事業内容

石巻市では、再建先となる復興公営住宅や各地域でコミュニティ形成がなされるまでの間、被災者の心身のケアや孤立防止が課題となっています。

このため、支援者のみに頼ることなく、多くの住民が積極的に参画し活動する機会を創出することによって、被災者が他者とのつながりや生きがいを持てる生活の支援や、市民の共助による自立した地域コミュニティの構築を図ります。

##### (1) 補助金額

1事業当たり200万円を上限とし、市長が必要と認めた額とします。

補助率は、10/10以内とします。ただし、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業の場合は、上記の上限額に市長が認めた額を加算します。加算額は150万円を上限とします。

##### (2) 採択予定事業数

予算の範囲内で採択します。ただし、審査終了後に補助金額を調整する場合があります。

##### (3) 補助対象期間等

補助金の交付決定の日から平成32年3月15日までの範囲内とします。

##### (4) 補助対象経費及び補助対象外経費

補助金の対象経費は補助対象事業に直接必要となる経費とし、別表1のとおりとします。

##### (5) 収益の取扱い

本事業の実施により収益が発生した場合は、補助金交付要綱の定めにより、市長に報告してください。なお、報告に基づき、収益と認定した場合は、交付された金額を返還していただく場合があります。

#### 5 事業の実施及び報告期間

事業は、補助金交付決定日から平成32年3月15日までの間に実施してください。

実施後の報告書の期限は、計画に定められた実施期間終了から1か月以内かつ平成32年3月31日までとします。

#### 6 応募の手続

##### (1) 平成31年度石巻市中心の復興事業説明会（参加必須）

事業実施にあたり、事業内容に関係する課（以下「担当課」という。）と連携して事業を行うことを必須とします。このため、事業内容についてヒアリングを行い、担当課を指定します。

詳細については、以下のとおり。

なお、説明会は予約制となります。

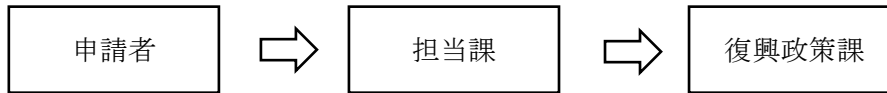
日 時：平成31年5月10日（金）午後2時

場 所：石巻市役所 4階 庁議室

予約先：復興政策課 0225-95-1111 内線 4220

※担当課が申請先となりますので、出席必須です。

申請の流れ



(2) 応募書類

以下の書類を作成し、それぞれ2部ずつ提出してください。

- ア 石巻市中心の復興事業補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 所要額明細書（様式第2号）
- ウ 石巻市中心の復興事業計画書（別紙様式第1号）
- エ 支援団体等概要書（様式第3号）
- オ 定款又は規約等の団体の運営規約に相当するもの写し
- カ 役員名簿
- キ 団体の概要がわかる資料（A4判）

(3) 作成上の注意

担当課に事業計画の説明を行い、事業の採択要件が満たされていることを十分に確認し、本募集要項及び各応募書類の様式に記載された留意事項に従って作成してください。

(4) 応募期間

平成31年5月10日（金）から平成31年5月17日（金）午後5時まで  
応募期間の最終日（平成31年5月17日）は、応募書類提出先窓口が大変混雑することが予想されますので、できる限り、最終日前に来庁されるよう御協力願います。

(5) 応募書類提出先

石巻市役所 担当課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 電話 0225-95-1111

(6) 応募方法

**応募書類提出先に、応募書類2部を持参により提出してください。**

なお、持参以外の郵送又はファクシミリ及び電子メール等による応募書類の提出は認めません。

(7) 応募に係る留意事項

- ア 応募者等は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 応募書類の提出は、応募者等への補助金の交付を前提とするものではありません。
- ウ 本募集要項に定める手続を遵守しない場合、応募書類に虚偽の記載をした場合には、失格とします。

- エ 必要により提出された書類の内容について、関係機関へ照会する場合があります。
- オ 応募及び審査手続に関して必要な費用については、応募者等の負担とします。
- カ 応募書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。
- キ 提出された応募書類は、原則として石巻市に対する情報公開の対象文書となりません。
- ク 応募書類については、原則として返却しません。

## 7 応募事業の審査及び選定

### (1) 審査・選定手順

応募された事業提案について、審査及び選定を経て、予算の範囲内で事業を採択します。

なお、必要に応じ、資料の追加提出やヒアリング等を求める場合があります。

### (2) 審査基準

審査項目	内容
必要性	・被災地の復興、被災者支援にとって必要性（ニーズ）が高い取組か。
有効性	・心の復興（人と人とのつながり・生きがいがづくり）の効果（取組内容及び参加人数）が期待できる取組か。 ・被災者自身が主体的に参画し、活動する機会の創出を図る取組か。 ・地域との連携が取れた取組か。 ・事業終了後も普及、発展の可能性が見込まれる取組か。
実現性	・被災者自身が主体的に参画し、活動する機会の創出を図る取組か。 ・無理のないスケジュールになっているか。 ・提案事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有しているか。
経済性	・経費の積算は適正で、本事業の適切な執行が期待できるか。 ・事業に要する費用と目的・効果（活動頻度、風化防止・地域活性化の波及効果）とのバランス（費用対効果）はとれているか。

### (3) 審査結果の通知及び公表等

審査結果は、応募者に通知するとともに、採択された提案事業の事業概要とあわせてホームページ上で公表します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせ及び審査結果に対する異議申立は、一切受け付けません。

### (4) その他

ア 採択した事業については、実施方法・金額等について、条件を付す場合があります。また、一部減額して採択する場合や不採択とする場合があります。

イ 一部減額する場合は、申請者に対して、事業実施の意思を確認し、継続の意思がある場合は、収支予算書等の必要書類を再提出いただいた上で採択します。

## 8 実績報告及び検査

- (1) 各実施団体は、中間検査（11月）及び清算前事前確認（2月）による報告及び検査を受け、事業完了後1か月以内の実績報告・収支報告を行うとともに、領収書及び受領書などの関係書類の提出を遅滞なく行なうこと。
- (2) 補助金交付団体は、石巻市等が開催する心の復興事業に関する中間期（10月開催予定）、期末期（3月開催予定）の報告会等への参加が必要となります。  
依頼のあった際には、必ず参加し活動の報告を行ってください。

## 9 募集に関する事項

- (1) 募集・選定等のスケジュール（現時点での予定であり、変更する場合があります。）

項目	日程
募集要項等の公表・配布	平成31年5月10日（金）
応募書類受付期限	平成31年5月17日（金）午後5時まで
審査及び選定	平成31年5月下旬
選定結果の通知・公表・交付決定	平成31年5月下旬

- (2) 募集・選定手続等に関する情報

石巻市のホームページに掲載し、周知します。

ホームページアドレス

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/index.html>

- (3) 募集要項等の配布

復興政策課のホームページからダウンロードできるほか、復興政策課（市庁舎4階）で、午前9時から午後5時までの時間内に配布します。

## 10 その他留意事項

- (1) 補助金の実績報告の際は、契約書等の事業の実施を証する書類や、領収証書等支出を証する書類の写しを提出していただくこととなりますので、関係書類の適正な整理が必須となります。  
また、関係書類は事業終了後5年間の保管義務が生じます。
- (2) 本事業は、国の交付金を受けて実施する事業であることから、会計検査院法第23条第1項第3号による検査の対象となります。この検査の結果、支出内容が不適正であると判断された場合には、本補助金の返還の対象となることがありますので注意してください。
- (3) 支出内容が国・県等が実施する他の補助金等と重複する場合には、対象外経費となるため、本補助金を受領済みであっても返還の対象となりますので注意してください。
- (4) 補助金交付申請時に提出した企画内容や収支計画等と事業や支出の内容が異なる

場合には、補助金の対象外となる場合がありますので注意して下さい。

なお、変更する必要が生じた場合には、事前に担当課までお問い合わせください。変更の可否の確認後、必要に応じて変更の手続をしていただく場合があります。

- (5) 事業の採択結果については、ホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により広く公開します。また、採択された事業計画、実績報告書等についても同様の取扱いとする場合があります。

別表 1

補助対象経費	事業の実施に直接必要となる次の経費とする。 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費等のうち、市長が必要と認める経費
--------	---